



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年12月27日火曜日 第2331号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

一般廃棄物処理施設の変更の許可申請の概要等.....	1047
産業廃棄物処理施設の変更の許可申請の概要等(2件).....	1047
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	1048
解除予定保安林にする旨の通知(2件).....	1049
解除予定保安林(3件).....	1049
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	1049
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	1050
市営土地改良事業の施行の同意.....	1052
道路の区域変更(一般国道319号).....	1053
土地改良区役員の就退任の届出.....	1053
道路の供用開始(県道中山双海線).....	1053
開発行為に関する工事の完了(2件).....	1054
道路の区域変更(県道落合久万線外).....	1054
道路の供用開始(県道落合久万線外).....	1054
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要(2件).....	1055
道路の区域変更(県道小倉三間線).....	1056
道路の供用開始( " ).....	1056
道路の供用開始(県道肱川公園線).....	1056
道路の供用開始(県道小田河辺大洲線).....	1056

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	1057
海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....	1057

## 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....	1058
東日本大震災に対処するための職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の特例に関する規則及び東日本大震災に対処するための教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則.....	1062

## 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	1063
漁業法第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	1063

## 公営企業告示

落札者等の告示.....	1063
--------------	------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1482号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する

法第8条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第5条の3第1項の申請書及び法第9条第2項において準用する法第8条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び西条保健所並びに新居浜市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中村時広

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

財団法人愛媛県廃棄物処理センター

松山市一番町4丁目4番地2

理事長 三木 輝久

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所

新居浜市磯浦町18番78号

3 一般廃棄物処理施設の種類の

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、特別管理一般廃棄物、し尿処理施設及びし尿浄化槽汚泥

5 申請年月日

平成23年12月16日

6 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の変更に關し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 当該一般廃棄物処理施設の変更に關する生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 提出先

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び西条保健所

### ○愛媛県告示第1483号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する法第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の9第1項の申請書及び法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び西条保健所並びに新居浜市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

財団法人愛媛県廃棄物処理センター  
松山市一番町4丁目4番地2  
理事長 三木 輝久

- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

新居浜市磯浦町18番78号

- 3 産業廃棄物処理施設の種類の

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻<sup>\*</sup>、汚泥、廃油<sup>\*</sup>、廃酸<sup>\*</sup>、廃アルカリ<sup>\*</sup>、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん<sup>\*</sup>、感染性産業廃棄物

<sup>\*</sup> 特別管理産業廃棄物を含む

- 5 申請年月日

平成23年12月16日

- 6 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

- (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 当該産業廃棄物処理施設の変更に関する生活環境の保全上の見地からの意見

- (2) 提出先

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び西条保健所

#### ○愛媛県告示第1484号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する法第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の9第1項の申請書及び法第15条の2の6第2項において準用する法第15条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び八幡浜保健所並びに大洲市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

有限会社八多浪クリーンセンター  
大洲市上須戒甲58番地1  
代表取締役 大石 好美

- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

大洲市上須戒甲58番地1

- 3 産業廃棄物処理施設の種類の

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロに規定する安定型最終処分場

- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

- 5 申請年月日

平成23年12月16日

- 6 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

- (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 当該産業廃棄物処理施設の変更に関する生活環境の保全上の見地からの意見

- (2) 提出先

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び八幡浜保健所

#### ○愛媛県告示第1485号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

セブンスター垣生店  
松山市東垣生町104番地 外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社セブンスター  
松山市東石井一丁目7番13号  
代表取締役 玉置 泰

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社セブンスター  
松山市東石井一丁目7番13号  
代表取締役 玉置 泰

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年8月16日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,934平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

126台

イ 駐輪場の収容台数

110台

## ウ 荷さばき施設の面積

91.6平方メートル

## エ 廃棄物等の保管施設の容量

34.5立方メートル

## (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から午後10時15分まで

## ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

## エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後8時まで

## 2 届出年月日

平成23年12月15日

## 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

## ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## イ 当該大規模小売店舗の名称

## ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## 1 解除予定保安林の所在場所

四国中央市新宮町馬立乙557の13

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

## ○愛媛県告示第1488号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中村時広

## 1 解除予定保安林の所在場所

新居浜市観音原町乙1の19、乙1の20、乙1の26、乙1の27、乙1の31、乙1の32

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

## ○愛媛県告示第1489号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中村時広

## 1 解除予定保安林の所在場所

新居浜市観音原町乙1の24

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

## ○愛媛県告示第1486号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中村時広

## 1 解除予定保安林の所在場所

大洲市肱川町山鳥坂446の2、449の2

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

## ○愛媛県告示第1490号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中村時広

## 1 解除予定保安林の所在場所

新居浜市観音原町乙1の33

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

## ○愛媛県告示第1487号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中村時広

## ○愛媛県告示第1491号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西予市役所において告

示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西予市

西予市宇和町卯之町三丁目434番地 1

代表者 西予市長 三好幹二

西予市宇和町山田2061番地

2 埋立区域

(1) 位置

西予市明浜町俵津 8 番耕地504番地 1 地先から同 2 番耕地874番 3 地先までの公有水面

(2) 区域

埋立区域⑦

次の108点から139点までを順次直線で結んだ線並びに139点と108点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点 3 (西予市明浜町俵津 2 番耕地900番 5 地先の道(国道378号)に設置した金属鋳)は、北緯33度19分31秒、東経132度29分38秒の地点

108点は、基点 3 から真北189度05分30秒201.61メートルの地点

109点は、108点から真北232度27分06秒0.09メートルの地点

110点は、109点から真北232度24分58秒0.71メートルの地点

111点は、110点から真北232度24分55秒7.11メートルの地点

112点は、111点から真北319度25分43秒0.17メートルの地点

113点は、112点から真北229度25分25秒3.01メートルの地点

114点は、113点から真北232度25分02秒4.10メートルの地点

115点は、114点から真北142度24分52秒1.31メートルの地点

116点は、115点から真北47度45分37秒2.41メートルの地点

117点は、116点から真北137度56分01秒8.62メートルの地点

118点は、117点から真北135度04分25秒10.00メートルの地点

119点は、118点から真北130度16分12秒10.00メートルの地点

120点は、119点から真北125度37分07秒10.00メートルの地点

121点は、120点から真北120度49分34秒10.00メートルの地点

122点は、121点から真北115度26分28秒7.38メートルの地点

123点は、122点から真北115度26分51秒0.88メートルの地点

124点は、123点から真北115度26分37秒2.70メートルの地点

125点は、124点から真北203度18分59秒2.36メートルの地点

126点は、125点から真北113度18分58秒3.11メートルの地点

127点は、126点から真北23度18分57秒3.00メートルの地点

128点は、127点から真北293度19分03秒2.38メートルの地点

129点は、128点から真北23度19分02秒9.91メートルの地点

130点は、129点から真北23度19分02秒2.01メートルの地点

131点は、130点から真北291度09分41秒0.89メートルの地点

132点は、131点から真北23度17分25秒0.11メートルの地点

133点は、132点から真北293度45分03秒2.38メートルの地点

134点は、133点から真北293度29分53秒0.88メートルの地点

135点は、134点から真北296度19分41秒7.03メートルの地点

136点は、135点から真北301度05分29秒10.00メートルの地点

137点は、136点から真北306度32分14秒10.00メートルの地点

138点は、137点から真北313度10分09秒10.00メートルの地点

139点は、138点から真北316度18分58秒10.16メートルの地点

(3) 面積

埋立区域⑦

751.79平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成19年 2 月22日 愛媛県指令18港第401号

4 しゅん功認可年月日

平成23年12月27日

○愛媛県告示第1492号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年12月27日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社クラレ

岡山県倉敷市酒津1621番地

取締役社長 伊藤 文大

2 事業場の名称及び所在地

株式会社クラレ西条事業所

西条市朔日市892番地

3 特定施設に関する事項

(1) ポパール洗浄施設No.6、No.7(2基)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第46号イ 水洗施設	
特定施設の能力	1日当たり13トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約3か月	
使用開始の予定年月日	平成25年4月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~8 最大 7~8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,680 最大 1,880
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 5

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1以下 最大 1以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 240 最大 277

備考 汚水等は、嫌気処理施設にて処理する。

(2) 好気処理施設

特定施設の種 類	政令別表第1第74号 特定事業場から排出される水の処理施設	
特定施設の能力	1日当たり1,500立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後約11か月	
使用開始の予定年月日	平成25年1月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~7 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 58
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 11.8 最大 19.7
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.8 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,162 最大 1,442	

備考 汚水等は、ばっき凝集沈殿処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 嫌気処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後約11か月
使用開始の予定年月日	平成25年1月1日
処理施設の種 類	生物学的処理
処理施設の型 式	嫌気性処理

処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦61.00メートル 横30.57メートル 高さ13.20メートル		
処理施設の能力	1日当たり1,800立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	メタン発酵法		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~8 最大 7~8	通常 6~7 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,950 最大 2,394	通常 195 最大 239
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20	通常 50 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9.0 最大 18.9	通常 11.8 最大 19.7
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.2 最大 1.0	通常 1.8 最大 7.0
		通常 1,162 最大 1,442	通常 1,162 最大 1,442

備考 汚水等は、好気処理施設にて処理する。

(2) 好気処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後約11か月
使用開始の予定年月日	平成25年1月1日
処理施設の種 類	生物学的処理
処理施設の型 式	好気性処理
処理施設の構造	鋼板製
処理施設の主要寸法	縦42.00メートル 横30.57メートル 高さ5.80メートル
処理施設の能力	1日当たり1,500立方メートル処理
汚水等の処理の方式	活性汚泥方式
処理施設の使用時間間隔	連続

処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		なし	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~7 最大 6~8	通常 6~7 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 195 最大 239	通常 50 最大 58
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 30 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 11.8 最大 19.7	通常 11.8 最大 19.7
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.8 最大 7.0	通常 1.8 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1,162 最大 1,442	通常 1,162 最大 1,442

備考 汚水等は、ばっき凝集沈殿処理施設にて処理する。

(3) ばっき凝集沈殿処理施設

設 置 年 月 日	昭和11年7月11日		
処 理 施 設 の 種 類	生物学的処理及び物理学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	好気性処理		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦230.0メートル 横24.0メートル 高さ3.3メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり30,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	ばっ気及び沈降		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.0~7.0 最大 5.0~8.5	通常 5.0~7.0 最大 5.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20.1 最大 34.8	通常 19.1 最大 31.7

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.9 最大 30.0	通常 5.5 最大 30.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 24.3	通常 5.0 最大 24.3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.4 最大 1.1	通常 0.4 最大 1.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 15,502 最大 19,012	通常 15,502 最大 19,012	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.2 最大 9.9
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.1 最大 8.3
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 55,480 最大 67,250	

備考 この他に、雨水排水口が4箇所ある。

○愛媛県告示第1493号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、西条市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・飯岡高砂地区)の施行に平成23年12月5日同意した。

平成23年12月27日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

○愛媛県告示第1494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成23年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町新宮427番から 同町新宮425番地先まで	旧	メートル 5.5~18.0	キロメートル 0.143	
			新	12.0~19.5	0.129	

○愛媛県告示第1495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松前町岡田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。  
 平成23年12月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊賀上 靖 正	伊予郡松前町大字大間108番地
"	伊賀上 素 行	伊予郡松前町大字大間24番地 1
"	仙 波 正 宏	伊予郡松前町大字上高柳243番地
"	大 西 一 郎	伊予郡松前町大字上高柳127番地
"	池 内 靖	伊予郡松前町大字恵久美117番地
"	大 政 行 秀	伊予郡松前町大字恵久美251番地
"	重 川 鐵	伊予郡松前町大字昌農内174番地
"	大 西 利 光	伊予郡松前町大字昌農内610番地 1
"	宮 下 定 治	伊予郡松前町大字西高柳275番地 1
"	森 田 勝 廣	伊予郡松前町大字西高柳166番地
"	今 井 弘 尚	伊予郡松前町大字西古泉203番地
"	福 島 清 繁	伊予郡松前町大字西古泉76番地
"	茂 川 桂	伊予郡松前町大字北川原207番地
"	大 川 泰 範	伊予郡松前町大字北川原357番地
"	木 村 博	伊予郡松前町大字北川原890番地 2
"	山 本 達 雄	伊予郡松前町大字北川原1550番地
監 事	足 立 泰	伊予郡松前町大字上高柳275番地
"	池 内 征 之	伊予郡松前町大字恵久美106番地

"	池 内 利 文	伊予郡松前町大字昌農内625番地
"	木 村 太 一	伊予郡松前町大字北川原943番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊賀上 靖 正	伊予郡松前町大字大間108番地
"	大 政 一 夫	伊予郡松前町大字大間180番地
"	大 西 康 哉	伊予郡松前町大字上高柳366番地
"	仙 波 忠 龜	伊予郡松前町大字上高柳154番地
"	郷 田 忠	伊予郡松前町大字恵久美529番地
"	大 政 行 秀	伊予郡松前町大字恵久美251番地
"	大 西 富 夫	伊予郡松前町大字昌農内597番地
"	関 谷 孝 昭	伊予郡松前町大字昌農内166番地
"	森 田 一 宏	伊予郡松前町大字西高柳98番地 3
"	川 中 真 琴	伊予郡松前町大字西高柳314番地
"	今 井 弘 尚	伊予郡松前町大字西古泉203番地
"	泉 軍 二	伊予郡松前町大字西古泉75番地
"	忽 那 利 正	伊予郡松前町大字北川原742番地
"	茂 川 利 勝	伊予郡松前町大字北川原726番地
"	三 木 宗 明	伊予郡松前町大字北川原1437番地
"	戒 田 岑 雄	伊予郡松前町大字北川原1264番地
監 事	郷 田 弘 久	伊予郡松前町大字大間191番地 2
"	烏 谷 忠 夫	伊予郡松前町大字西高柳118番地
"	常 盤 尚 徳	伊予郡松前町大字西古泉23番地
"	岡 本 正 剛	伊予郡松前町大字北川原1502番地

○愛媛県告示第1496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成23年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山双海線	伊予市双海町上灘字鍛冶屋甲3442番 3 から 同字甲3435番12まで	平成23年12月27日

○愛媛県告示第1497号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年12月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建（開）第49号 平成23年12月16日	東温市牛淵字門田225番1	松山市南土居町30番地1 株式会社イナショー

○愛媛県告示第1498号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年12月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建（開）第50号 平成23年12月19日	伊予市宮下字屋鋪窪751番1	伊予市宮下777番地1 有限会社藤岡精機

○愛媛県告示第1499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲3247番2から 同町直瀬甲3690番1地先まで	旧	メートル 3.7～11.6	キロメートル 0.204	
		上浮穴郡久万高原町直瀬甲3247番2から 同町直瀬甲3690番3まで	新	8.3～15.5	0.197	
"	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲3690番2から 同町直瀬甲3247番2まで	旧	3.7～19.9	0.193	
		上浮穴郡久万高原町直瀬甲3690番2から 同町直瀬甲3280番10まで	新	8.3～25.7	0.193	

○愛媛県告示第1500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲3286番4から 同町直線甲3232番3まで	平成23年12月27日
"	"	上浮穴郡久万高原町直瀬甲3726番3地先から 同町直線甲3690番3まで	"
"	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲3690番2から 同町直線甲3726番3まで	"



○愛媛県告示第1501号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県宇和島保健所及び宇和島市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年12月27日

愛媛県宇和島保健所長 富田 直明

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

鹿島建設株式会社

東京都港区元赤坂一丁目3番1号

代表取締役社長 中村 満義

2 事業場の名称及び所在地

平成22 - 24年度 近家トンネル第1工事

愛媛県宇和島市津島町近家

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第71号 自動式車両洗浄施設	
特定施設の能力	10tダンプトラック300台/日 洗浄容量 6 m <sup>3</sup> /日	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工の2週間後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	8時～17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 8.0
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 400 最大 450
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 4.5 最大 6.0	

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 8.0
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 400 最大 450
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 4.5 最大 6.0	

汚水は施設内で循環利用するため排水はありません。

○愛媛県告示第1502号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県宇和島保健所及び宇和島市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年12月27日

愛媛県宇和島保健所長 富田 直明

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

西松建設株式会社

東京都港区虎ノ門一丁目20番10号

代表取締役社長 近藤 晴貞

2 事業場の名称及び所在地

平成22 - 24年度 近家トンネル第2工事

愛媛県宇和島市津島町岩松甲582 - 6

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第71号 自動式車両洗浄施設	
特定施設の能力	10tダンプトラック300台/日 洗浄容量 6 m <sup>3</sup> /日	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工の2週間後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	8時～12時、13時～17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 8.0
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 400 最大 450
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 4.5 最大 6.0	

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 8.0
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 400 最大 450
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 4.5 最大 6.0	

汚水は施設内で循環利用するため排水はありません。

## ○愛媛県告示第1503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	小倉三間線	宇和島市三間町黒川390番3から 同町大内614番1地先まで	旧	メートル 5.0～33.0	キロメートル 0.672	
			新	12.5～66.0	0.672	

## ○愛媛県告示第1504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小倉三間線	宇和島市三間町黒川390番3から 同町大内614番1地先まで	平成23年12月27日

## ○愛媛県告示第1505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂260番3から 同町山鳥坂262番1まで	平成23年12月27日

## ○愛媛県告示第1506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町三嶋1776番地先から 同町三嶋1758番地先まで	平成23年12月27日

公 告

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年12月12日	特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・ 愛媛	立 川 百 恵	松山市衣山5丁目1540番地1	この法人は、米国ワシントン特別区の非営利法人である「スペシャルオリンピックスインターナショナル」（以下「エスオー国際本部」という。）の掲げる使命と目的及び諸規則に基づき、知的発達障害のある人たち（以下「アスリート」という。）とコーチ、ボランティアほか一般市民が、日常のスポーツトレーニングや競技会、大会、又はレクリエーションプログラムを通じて共に成長しながら、アスリートの自立と社会参加を促進することを目的とする。その目的を達成するために、この法人はスペシャルオリンピックス（以下「SO」という。）国内本部であるSO日本の認証を得て設立し、同本部の定める地区運営組織基準及び諸規則に基づき運営し、担当地域全域にその事業を拡大するものとする。

○ 公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成23年6月24日付け公告）を次のとおり変更した。

平成23年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
- (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成23年及び平成24年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知 事 管 理 量			
	平成23年		平成24年	
	平成23年1月から12月まで	平成23年7月から平成24年6月まで	平成24年1月から12月まで	平成24年7月から平成25年6月まで
まあじ	8,000トン		4,000トン	
まいわし	若 干		若 干	
まさば及びごまさば		若 干		(注)

(注)平成24年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成23年及び平成24年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成23年1月から12月まで	平成24年1月から12月まで
まあじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	5,600トン	2,800トン

4 知事管理量（まあじにあっては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

(2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。

(3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成23年及び平成24年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

Table with columns for '知事管理努力量' (知事管理努力量) and sub-columns for '瀬戸内海' (瀬戸内海) and '宇和海' (宇和海) for both '平成23年' (平成23年) and '平成24年' (平成24年). Rows include '第2種特定海洋生物資源' (第2種特定海洋生物資源) and 'さわら流し網漁業' (さわら流し網漁業).

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項

平成23年及び平成24年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

Table with columns for '第2種特定海洋生物資源' (第2種特定海洋生物資源), '採捕の種類' (採捕の種類), '海域' (海域), '期間' (期間), and '漁獲努力量' (漁獲努力量). Rows detail 'さわら流し網漁業' (さわら流し網漁業) in 'サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する燧灘及び安芸灘' (サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する燧灘及び安芸灘) and '愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である燧灘及び安芸灘' (愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である燧灘及び安芸灘).

Table with columns for 'さわら' (さわら), '漁業' (漁業), '資源回復計画' (資源回復計画), '期間' (期間), and '数量' (数量). Rows detail '流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業' (流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業) under 'サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する伊予灘' (サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する伊予灘) and '愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である伊予灘' (愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である伊予灘).

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。

(2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1122

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年12月27日

愛媛県人事委員会委員長 木村 スズコ

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with columns for '改正後' (改正後) and '改正前' (改正前). Rows include '別表第33（第22条関係）' (別表第33（第22条関係）) and '昇格時号給対応表' (昇格時号給対応表).

1 省略

2 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1～101	省略							
102	90	<u>89</u>	省略					
103	91	<u>90</u>	省略					
104	92	<u>90</u>	省略					
105	93	<u>91</u>	省略					
106	93	<u>91</u>	省略					
107	94	<u>92</u>	省略					
108	94	<u>92</u>	省略					
109	95	<u>93</u>	省略					
110	95	<u>94</u>	省略					
111	96	<u>95</u>	省略					
112～141	省略							

3～5 省略

6 医療職給料表(㊦)昇格時号給対応表

昇格した日 の前日に受 けていた号 給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1～123	省略					
124	<u>85</u>	省略				
125・126	省略					
127	<u>86</u>	省略				
128	<u>86</u>	省略				
129	省略					
130	<u>87</u>	省略				
131	<u>87</u>	省略				
132	<u>87</u>	省略				
133	<u>88</u>	省略				
134	<u>88</u>	省略				
135	<u>88</u>	省略				
136	<u>88</u>	省略				
137	<u>89</u>	省略				
138	<u>89</u>	省略				
139	<u>89</u>	省略				
140	<u>90</u>	省略				
141	<u>90</u>	省略				
142	<u>90</u>	省略				
143	<u>91</u>	省略				

1 省略

2 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1～101	省略							
102	90	<u>90</u>	省略					
103	91	<u>91</u>	省略					
104	92	<u>92</u>	省略					
105	93	<u>93</u>	省略					
106	93	<u>93</u>	省略					
107	94	<u>94</u>	省略					
108	94	<u>94</u>	省略					
109	95	<u>95</u>	省略					
110	95	<u>95</u>	省略					
111	96	<u>96</u>	省略					
112～141	省略							

3～5 省略

6 医療職給料表(㊦)昇格時号給対応表

昇格した日 の前日に受 けていた号 給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1～123	省略					
124	<u>86</u>	省略				
125・126	省略					
127	<u>87</u>	省略				
128	<u>87</u>	省略				
129	省略					
130	<u>88</u>	省略				
131	<u>88</u>	省略				
132	<u>88</u>	省略				
133	<u>89</u>	省略				
134	<u>89</u>	省略				
135	<u>89</u>	省略				
136	<u>90</u>	省略				
137	<u>90</u>	省略				
138	<u>90</u>	省略				
139	<u>91</u>	省略				
140	<u>91</u>	省略				
141	<u>91</u>	省略				
142	<u>92</u>	省略				
143	<u>92</u>	省略				

144	<u>91</u>	省略				
145	<u>91</u>	省略				
146	<u>92</u>	省略				
147	<u>92</u>	省略				
148	<u>92</u>	省略				
149	<u>93</u>	省略				
150	<u>93</u>	省略				
151	<u>93</u>	省略				
152	<u>93</u>	省略				
153	<u>94</u>	省略				
154	<u>94</u>					
155	<u>94</u>					
156	<u>94</u>					
157	<u>95</u>					
158	<u>95</u>					
159	<u>95</u>					
160	<u>95</u>					
161	<u>96</u>					
162	<u>96</u>					
163	<u>96</u>					
164	<u>96</u>					
165	<u>97</u>					
166	<u>97</u>					
167	<u>98</u>					
168	<u>98</u>					
169	省略					

144	<u>92</u>	省略				
145	<u>93</u>	省略				
146	<u>93</u>	省略				
147	<u>93</u>	省略				
148	<u>93</u>	省略				
149	<u>94</u>	省略				
150	<u>94</u>	省略				
151	<u>94</u>	省略				
152	<u>94</u>	省略				
153	<u>95</u>	省略				
154	<u>95</u>					
155	<u>95</u>					
156	<u>95</u>					
157	<u>96</u>					
158	<u>96</u>					
159	<u>96</u>					
160	<u>96</u>					
161	<u>97</u>					
162	<u>97</u>					
163	<u>97</u>					
164	<u>98</u>					
165	<u>98</u>					
166	<u>98</u>					
167	<u>99</u>					
168	<u>99</u>					
169	省略					

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1 ~ 100	省略		
101	<u>65</u>	省略	
102 ~ 104	省略		
105	<u>66</u>	省略	
106	<u>66</u>	省略	
107・108	省略		
109	<u>67</u>	省略	
110	<u>67</u>	省略	
111	<u>67</u>	省略	
112	省略		
113	<u>68</u>	省略	
114	<u>68</u>	省略	
115	<u>68</u>	省略	
116	<u>68</u>	省略	

7 中学校・小学校教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1 ~ 100	省略		
101	<u>66</u>	省略	
102 ~ 104	省略		
105	<u>67</u>	省略	
106	<u>67</u>	省略	
107・108	省略		
109	<u>68</u>	省略	
110	<u>68</u>	省略	
111	<u>68</u>	省略	
112	省略		
113	<u>69</u>	省略	
114	<u>69</u>	省略	
115	<u>69</u>	省略	
116	<u>69</u>	省略	

117	<u>69</u>	省略	
118	<u>69</u>	省略	
119	<u>69</u>	省略	
120	省略		
121	<u>70</u>	省略	
122	<u>70</u>	省略	
123・124	省略		
125	<u>71</u>	省略	
126～149	省略		

7の2・7の3 省略

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～102	省略		
103	<u>57</u>	省略	
104	省略		
105	<u>58</u>	省略	
106	<u>58</u>	省略	
107	<u>59</u>	省略	
108	<u>59</u>	省略	
109	<u>59</u>	省略	
110	<u>60</u>	省略	
111	<u>60</u>	省略	
112	<u>60</u>	省略	
113	<u>61</u>	省略	
114	<u>61</u>	省略	
115	<u>61</u>	省略	
116	<u>61</u>	省略	
117	<u>62</u>	省略	
118	<u>62</u>	省略	
119	<u>62</u>	省略	
120	<u>62</u>	省略	
121	<u>63</u>	省略	
122	<u>63</u>	省略	
123	<u>63</u>	省略	
124	<u>63</u>	省略	
125	<u>64</u>	省略	
126	<u>64</u>	省略	
127	<u>64</u>	省略	
128	<u>64</u>	省略	
129～131	省略		
132	<u>65</u>	省略	
133	<u>65</u>	省略	

117	<u>70</u>	省略	
118	<u>70</u>	省略	
119	<u>70</u>	省略	
120	省略		
121	<u>71</u>	省略	
122	<u>71</u>	省略	
123・124	省略		
125	<u>72</u>	省略	
126～149	省略		

7の2・7の3 省略

8 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1～102	省略		
103	<u>58</u>	省略	
104	省略		
105	<u>59</u>	省略	
106	<u>59</u>	省略	
107	<u>60</u>	省略	
108	<u>60</u>	省略	
109	<u>61</u>	省略	
110	<u>61</u>	省略	
111	<u>61</u>	省略	
112	<u>61</u>	省略	
113	<u>62</u>	省略	
114	<u>62</u>	省略	
115	<u>62</u>	省略	
116	<u>62</u>	省略	
117	<u>63</u>	省略	
118	<u>63</u>	省略	
119	<u>63</u>	省略	
120	<u>63</u>	省略	
121	<u>64</u>	省略	
122	<u>64</u>	省略	
123	<u>64</u>	省略	
124	<u>64</u>	省略	
125	<u>65</u>	省略	
126	<u>65</u>	省略	
127	<u>65</u>	省略	
128	<u>65</u>	省略	
129～131	省略		
132	<u>66</u>	省略	
133	<u>66</u>	省略	

134	65	省略	
135	65	省略	
136 ~ 138	省略		
139	66		
140	66		
141	66		
142	66		
143 ~ 145	省略		
146	67		
147	67		
148	67		
149	67		
150 ~ 152	省略		
153	68		

134	66	省略	
135	66	省略	
136 ~ 138	省略		
139	67		
140	67		
141	67		
142	67		
143 ~ 145	省略		
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150 ~ 152	省略		
153	69		

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日から平成24年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

○愛媛県人事委員会規則12 - 65

東日本大震災に対処するための職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の特例に関する規則及び東日本大震災に対処するための教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年12月27日

愛媛県人事委員会委員長 木 村 スズコ

**東日本大震災に対処するための職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の特例に関する規則及び東日本大震災に対処するための教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則**

（東日本大震災に対処するための職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の特例に関する規則の一部改正）

**第1条** 東日本大震災に対処するための職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の特例に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 - 63）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>2 この規則は、<u>平成24年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>2 この規則は、<u>平成23年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

（東日本大震災に対処するための教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の特例に関する規則の一部改正）

**第2条** 東日本大震災に対処するための教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の特例に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 - 64）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>2 この規則は、<u>平成24年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>2 この規則は、<u>平成23年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。



愛媛県選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成23年12月27日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,193,408
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,869
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 265,568

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 （松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	44,094	14,698
南宇和郡	21,181	7,061

松山市・上浮穴郡	429,183	138,198
今治市・越智郡	147,696	49,232
宇和島市・北宇和郡	85,022	28,341
八幡浜市・西宇和郡	42,540	14,180
新居浜市	102,250	34,084
西条市	93,535	31,179
大洲市・喜多郡	55,101	18,367
伊予市	32,374	10,792
四国中央市	75,964	25,322
西予市	36,192	12,064
東温市	28,276	9,426

○愛媛県選挙管理委員会告示第79号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成23年12月27日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 1 選挙権を有する者の総数 14,241
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 4,747

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第9号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年12月27日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
シンチレーションカメラシステム1式 （月額賃借料 / 県立今治病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成23年12月14日	東京都千代田区紀尾井町3番27号剛堂会館株式会社自治体病院共済会	1,682,730円	一般競争入札	平成23年11月1日